

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

所 有 者 の 住 所	
所 有 者 の 名 前	
所 在 地	姫路市
建 築 年 月 日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日
取 得 年 月 日	令和 年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落

令和 年 月 日 姫路市長 清元 秀泰